日本サッカーミュージアム規定(改正案)

	加筆	
現行	改正案	備考
2002FIFA ワールドカップ [™] 記念	2002FIFA ワールドカップ [™] 記念	
日本サッカーミュージアム規定	日本サッカーミュージアム規定	
第1章 総 則	第1章 総 則	
(名称)	(名称)	
第 1 条	第 1 条	
2002FIFA ワールドカップ ™記念 日本サッカーミュージアム	2002FIFA ワールドカップ ™ 記念 日本サッカーミュージアム	
(以下ミュージアムという)といい、英文では、2002 FIFA World	(以下ミュージアムという) といい、英文では、2002 FIFA World	
Cup™ Memorial JAPAN FOOTBALL MUSEUM と表示する。	Cup™ Memorial JAPAN FOOTBALL MUSEUM と表示する。	
(所属)	(所属)	
第2条	第2条	
ミュージアムは財団法人日本サッカー協会(Japan Football	ミュージアムは <u>公益</u> 財団法人日本サッカー協会 (Japan Football	2012 年 4 月から公益財
Association 略称 JFA 以下協会という)に所属し、協会がそ	Association 略称 JFA 以下協会という) に所属し、協会がその	団法人に移行済み
の運営・管理を行い、責任を負う。	運営・管理を行い、責任を負う。	
第2章 目的および事業	第2章 目的および事業	
(目的)	(目的)	
第3条	第3条	
ミュージアムは、2002FIFA ワールドカップ™において造られた	ミュージアムは、2002FIFA ワールドカップ ™において造られた	

有形無形の財産を活用し、次世代のサッカー文化への更なる振興・発展の礎になることを目的とする。さらに、サッカーを通じて、世代を超えて世界の人々の出会いの場となり、かつサッカーという共通の言語を通じて、過去と現在の記録を保全し、未来を開拓し、創造する役割を担う。

(事業)

第4条

ミュージアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① サッカーに関連する物品等の収集・保管・展示
- ② サッカーに関する広報普及
- ③ サッカーに関連するイベント等の実施、会場の貸出
- ④ ミュージアムショップの運営
- ⑤ 第3条に掲げる目的を達成するために必要な事業

第3章 館長

(館長)

第5条

- 1. このミュージアムには、館長を置く。
- 2. 館長は非常勤とする。

(館長の選任)

第6条

館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

有形無形の財産を活用し、次世代のサッカー文化への更なる振興・発展の礎になることを目的とする。さらに、サッカーを通じて、世代を超えて世界の人々の出会いの場となり、かつサッカーという共通の言語を通じて、過去と現在の記録を保全し、未来を開拓し、創造する役割を担う。

(事業)

第4条

ミュージアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行 う。

- ① サッカーに関連する物品等の収集・保管・展示
- ② サッカーに関する広報普及
- ③ サッカーに関連するイベント等の実施、会場の貸出
- ④ ミュージアムショップの運営
- ⑤ 第3条に掲げる目的を達成するために必要な事業

第3章 館長

(館長)

第5条

- 1. このミュージアムには、館長を置く。
- 2. 館長は非常勤とする。

(館長の選任)

第6条

館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(館長の職務)

第7条

館長は、次の各号に規定する業務のみを行い、その他の業務については会長が権限を有し責任を負うものとする。

- ① 館長は、会長から個別に委任を受けた事項にのみミュージアムを代表し、特命事項を行う。
- ② 館長は、会長の諮問に応じる。
- ③ 館長は、アドバイザリーボードを招集、諮問し、会長からの個別の委任があった事項に限り、決定権限を有する。

(館長の任期)

第8条

- 1. 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2. 館長は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(館長の解任)

第9条

館長が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は理事会の 承認を経て、館長を解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の業務違反その他館長たるにふさわしくない行 為があると認められるとき

(館長の報酬)

(館長の職務)

第7条

館長は、次の各号に規定する業務のみを行い、その他の業務については会長が権限を有し責任を負うものとする。

- ① 館長は、会長から個別に委任を受けた事項にのみミュージアムを代表し、特命事項を行う。
- ② 館長は、会長の諮問に応じる。
- ③ 館長は、アドバイザリーボードを招集、諮問し、会長からの個別の委任があった事項に限り、決定権限を有する。

(館長の任期)

第8条

- 1. 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2. 館長は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(館長の解任)

第9条

館長が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は理事会の 承認を経て、館長を解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の業務違反その他館長たるにふさわしくない行 為があると認められるとき

(館長の報酬)

第10条

- 1. 館長は、有給とすることができる。
- 2. 館長の報酬は、会長が定める。

第4章 名誉館長、アドバイザリーボード

(名誉館長)

第11条

- 1. ミュージアムに名誉館長を置くことができる。
- 2. 名誉館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3. 名誉館長は、会長の諮問に応じる。

(アドバイザリーボード)

第12条

- 1. ミュージアムにアドバイザリーボード(以下ボードという) を置く。
- 2. ボードの定員は15名以内とし、理事会の承認を経て、会長 が委嘱する。
- 3. ボードメンバーの任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4. ボードは館長が招集し、館長の諮問に応じる。

第5章 資産および会計

(資産および会計の管理)

第13条

ミュージアムの会計は、協会内の特別会計とし、資産は預金す「<削除> る等の確実な方法により保管する。また、収入支出に関する帳

第10条

- 1. 館長は、有給とすることができる。
- 2. 館長の報酬は、会長が定める。

第4章 名誉館長、アドバイザリーボード

(名誉館長)

第11条

- 1. ミュージアムに名誉館長を置くことができる。
- 2. 名誉館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3. 名誉館長は、会長の諮問に応じる。

(アドバイザリーボード)

第12条

- 1. ミュージアムにアドバイザリーボード(以下ボードという) を置く。
- 2. ボードの定員は15名以内とし、理事会の承認を経て、会長 が委嘱する。
- 3. ボードメンバーの任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4. ボードは館長が招集し、館長の諮問に応じる。

第5章 資産および会計<削除>

特別会計ではなくなっ た為、第5章を削除

(資産および会計の管理)

第13条

簿および証拠書類を備えなければならない。 (資産の構成) (資産の構成) 第14条 第14条 ミュージアムの資産は次のとおりとする。 <削除> ①事業に伴う収入 ②寄付金品 ③その他の収入 (事業計画及び収支予算) (事業計画及び収支予算) 第15条 第15条 ミュージアムの事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計 <削除> 年度開始前に、理事会あてに提出し、承認を得なければならな い。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とす る。 (事業報告及び収支決算) (事業報告及び収支決算) 第16条 第16条 1. ミュージアムの収支決算は、貸借対照表及び事業報告書と <削除> ともに毎会計年度終了後に理事会に報告し、承認を得なけ ればならない。 2. ミュージアムの収支決算に剰余金があるときは、理事会の 議決を経てその一部もしくは全部を翌年度に繰り越すもの とする。 (会計年度) (会計年度)

第17条

第17条

ミュージアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規定の変更

(規則の変更)

第18条

この規定の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第7章 雑 則

(細則)

第19条

この規定の施行についての詳細は、別に定める。

付 則

- この規定は平成15年12月22日より施行する。
- この規定は平成16年7月9日より施行する。

<削除>

第6章 規定の変更

(規則の変更)

第18条

この規定の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第7章 雑 則

(細則)

第19条

この規定の施行についての詳細は、別に定める。

付 則

- この規定は平成15年12月22日より施行する。
- この規定は平成16年7月9日より施行する。
- この規定は平成25年3月14日より施行する。

今回の改正